

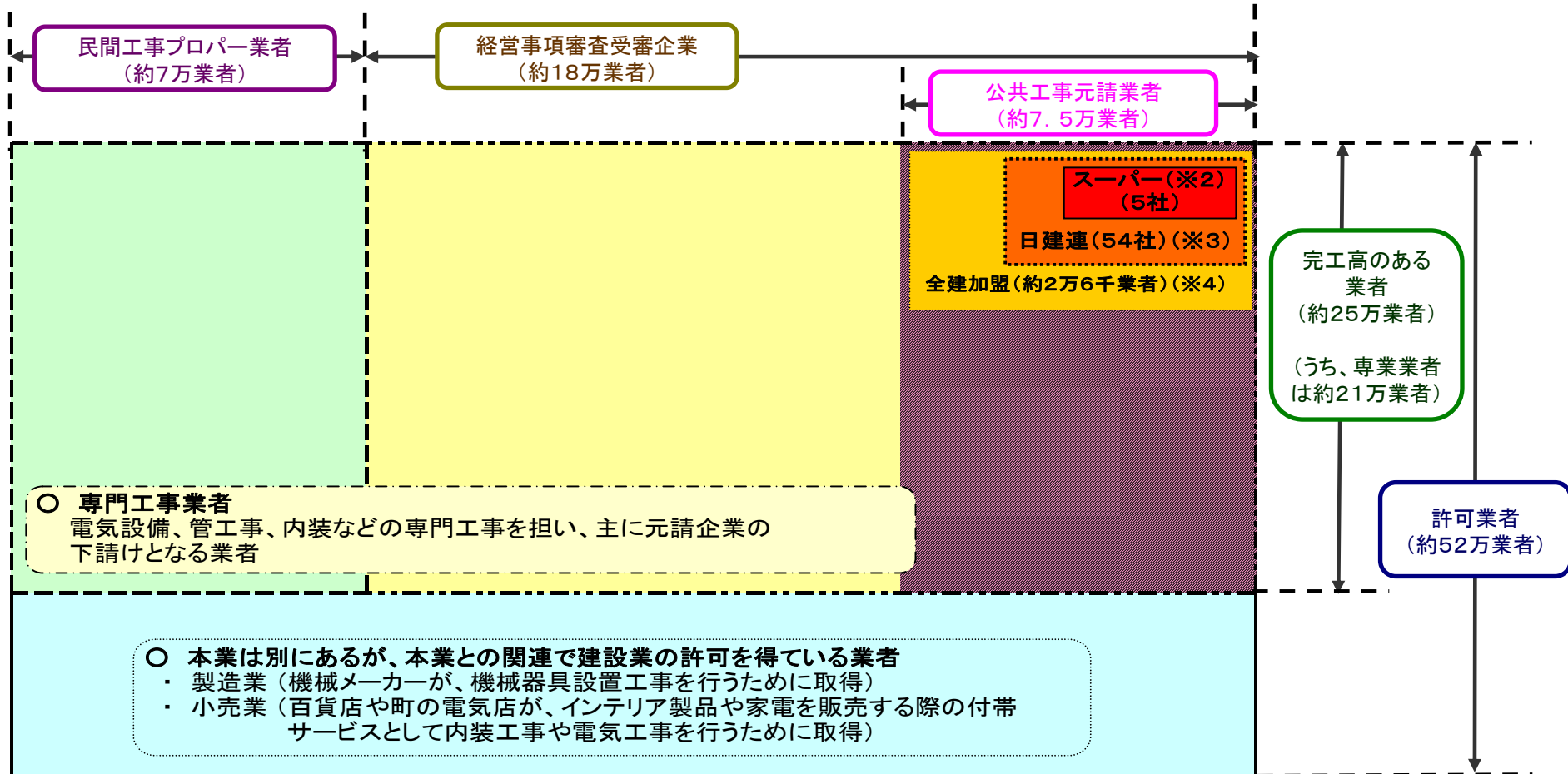
建設業をとりまく状況について

・ 建設業の構造	1
・ 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	2
・ 建設業の利益率の推移	3
・ 建設産業政策2007の概要～大転換期の構造改革～	4
・ 低入札価格調査件数の推移	5
・ 国土交通省（地方整備局）の平均落札率の推移	6
・ 国土交通省における緊急公共工事品質確保対策 概要	7
・ 緊急公共工事品質確保対策の主な取組状況	8
・ 低入札価格調査の対象となった件数	9
・ 建設業法令遵守推進本部の設置	10
・ 駆け込みホットラインの開設	11
・ 建設業法令遵守ガイドラインの策定一元請負人と下請負人の関係に係る留意点	12
・ 平成18年度下請代金支払状況等実態調査 立入調査概要	13
・ 下請代金支払状況実態調査結果概要（書面調査）	14

建設業の構造

- 建設業許可業者約52万業者のうち、平成17年度に建設工事完成工事高のある業者(※1)は25.0万業者(前年度比8.4%減少)。そのうち建設業専業業者(総売上高に占める建設工事完成工事高の比率が80%以上)は21.2万業者(前年度比8.2%減少)。

※建設業許可業者数は平成19年3月末現在



※1 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

※2 完成工事高1兆円クラス(大成・鹿島・清水・大林・竹中)。※3 全国展開している大手ゼネコン(平成19年4月)

※4 地域を地盤とする中堅ゼネコン(平成18年6月末)

(出所) 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査(平成19年3月末)」

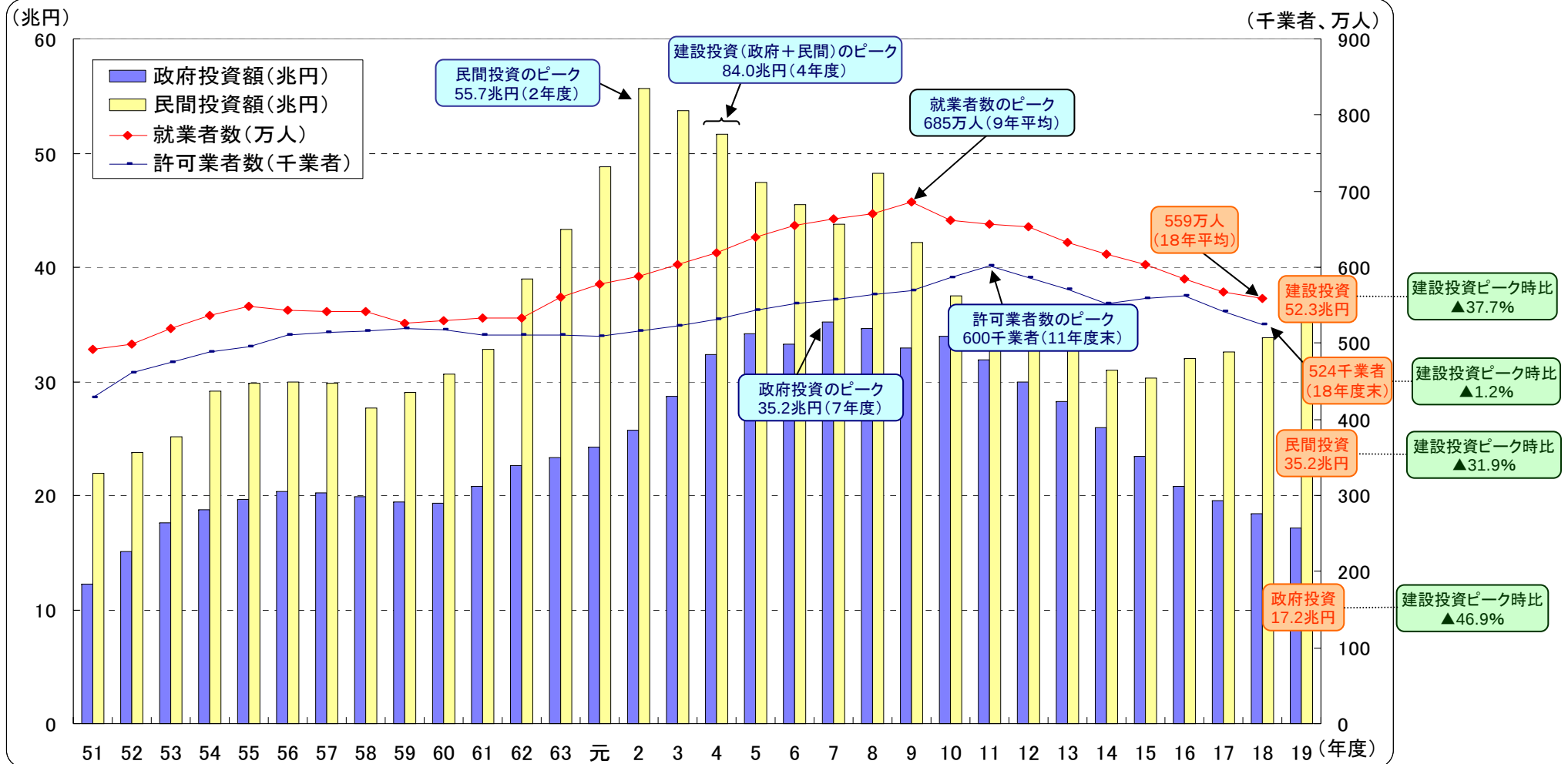
完工高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告(平成17年度)」

公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ(平成17年度)

経営事項審査受審業者数 : (財)建設業情報管理センター[CIIIC]における出力業者数(平成17年度)

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額: 19年度投資額(見通し)はピーク時(4年度)の約6割
- 建設業者数: ほぼ横ばい(4年度末: 約53万業者→18年度末: 約52万業者)
- 建設業就業者数: 18年は4年から約1割減の559万人(全就業者の約1割占める)



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

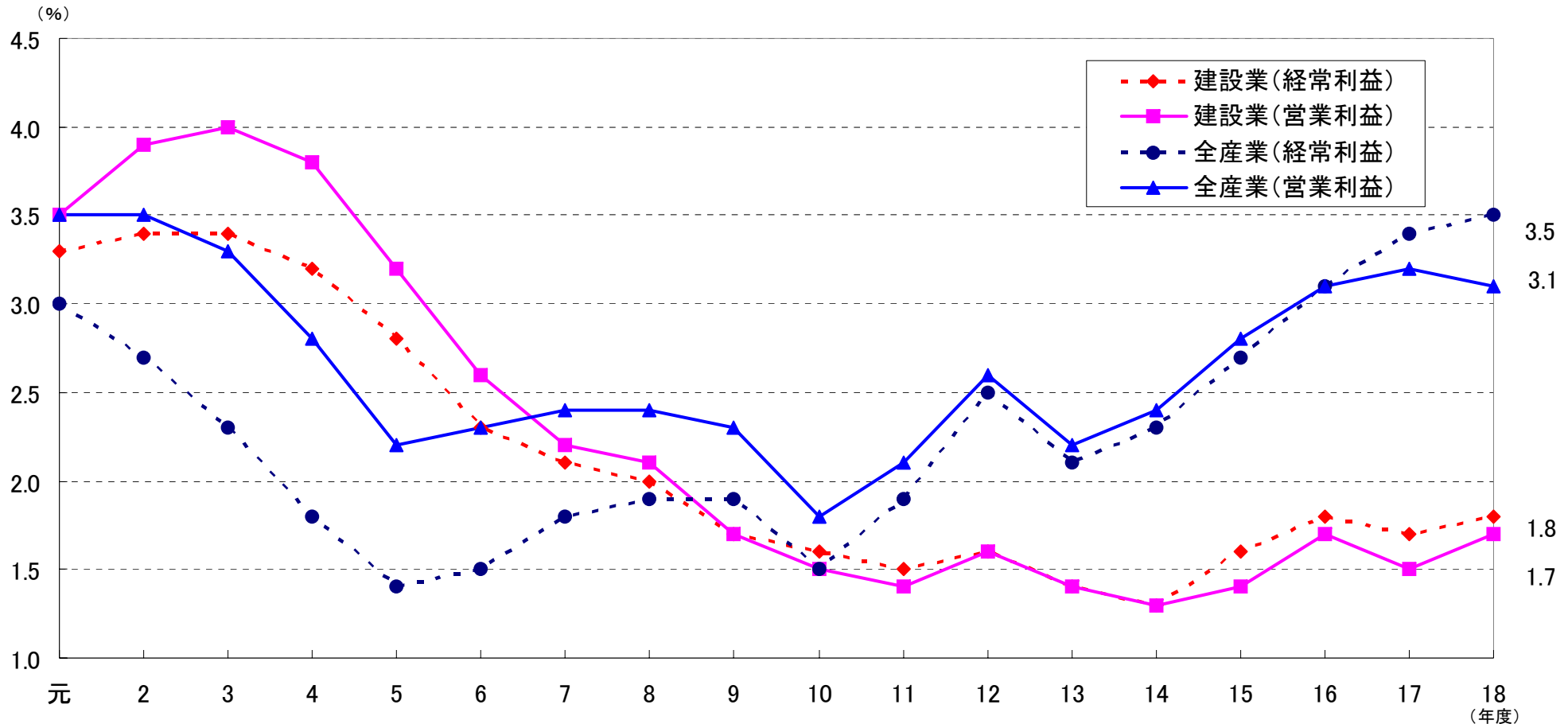
注1 投資額については平成16年度まで実績、17年度・18年度は見込み、19年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均

建設業の利益率の推移

○ 産業全体では利益率の改善が進む中、建設業は投資の減少等により、利益率が低迷している。



建設業	平成3年度 (利益率のピーク)		平成4年度 (建設投資のピーク)		平成18年度 (対ピーク比)	
	営業利益率	→	経常利益率	→	営業利益率	経常利益率
	4.0%	→	3.8%	→	1.7% (▲2.3pt)	1.8% (▲1.6pt)

建設産業政策2007の概要～大転換期の構造改革～

建設産業を取り巻く変化

建設投資の急激な減少

建設投資：ピーク時 84兆円(H4年度)
⇒ 52兆円(H19年度) ▲38%
業者数：ピーク時 60万業者(H11年度末)
⇒ 52万業者(H18年度末) ▲13%

依然として過剰供給構造、更なる再編・淘汰は不可避な状況

公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況

価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せに対する懸念

談合廃絶への社会的要請

・談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSRに対する要請 ※1
・改正独禁法等による制度環境の変化
・「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組
⇒本格的な競争の時代への突入

品質の確保に対する懸念

・公共事業における極端な低価格による受注の増加
・構造計算書偽装問題の発生
⇒建設生産物の品質確保に対する懸念

産業としての魅力の低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足の懸念

・賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少
・建設業就業者の高齢化(建設業就業者の43%が50歳以上)、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念

・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

「構造改革」の推進

○産業構造の転換

-再編・淘汰は不可避-

○「意識の改革」-法令遵守の徹底 ○「経営の改革」

-「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化
-完工高偏重から利益重視への経営転換
-業種・規模等に応じた経営戦略の構築
-最適な企業形態の選択

⇒公正な競争基盤の確立、再編への取組の促進、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革
⇒競争を通じて技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長

○対等で透明な建設生産システムへの改革

-「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築-

○価格と品質に優れた公共調達の実現
-公共工物品質確保促進法等による総合評価方式の導入・拡充

○対等で透明なシステムの再構築

-事前の設計協力など関係者間の不透明な関係、受発注者間・元請下請間の片務性の存在、形式的・画一的な入札契約制度の採用

↓
-責任関係・費用負担、マネジメントコスト等の明確化
-発注者の体制、工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用

○「人づくり」の推進

-将来を担う人材の確保・育成-

・将来を担う優秀な人材の確保・育成
・技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

今後の建設産業政策の方向性

○公正な競争基盤の確立 - Compliance -

・ルールの明確化と法令遵守の徹底
・法令違反に対するペナルティの強化

・建設業法令遵守推進本部の設置
・法令遵守ガイドラインの策定
・談合廃絶に向けたペナルティの強化

○再編への取組の促進 - Challenge -

・企業の経営判断を阻害しない制度設計
・再編へのインセンティブの付与

・経営事項審査の見直し(企業集団評価制度の創設)
・技術者制度の見直しの検討
・産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討

・海外建設市場への展開

・海外進出に向けたファイナンス面の強化

・活動領域の拡大

・川上・川下分野や農業等の分野への進出支援

○技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革

- Competition -

・技術と経営による競争の促進
・地域の実情に応じた入札契約制度
・ダンピングの防止

・一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入・拡大
・工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価
・低価格入札対策の強化
・現行会計制度の課題(予定価格制度等)の検討

○対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -

・多様な調達手段の活用
・適切な受発注者間・元請下請間の関係の構築

・設計施工一括方式等の活用
・CM・PM方式※3、三者協議の活用
・建設コンサルタント等の能力の適切な評価
・建設生産システム合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討

○ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

・優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善
・技術・技能の向上・承継

・基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し)
・専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFMの実現※2

魅力ある産業への転換

※1 CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンスイニシアティブ)：企業の社会的責任。具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき「責任」と捉えている。
※2 VFM(バリュー・フォー・マネー)：対価に対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方
※3 CM(コンストラクション・マネジメント)・PM(プロジェクト・マネジメント)方式：発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理を行う方式

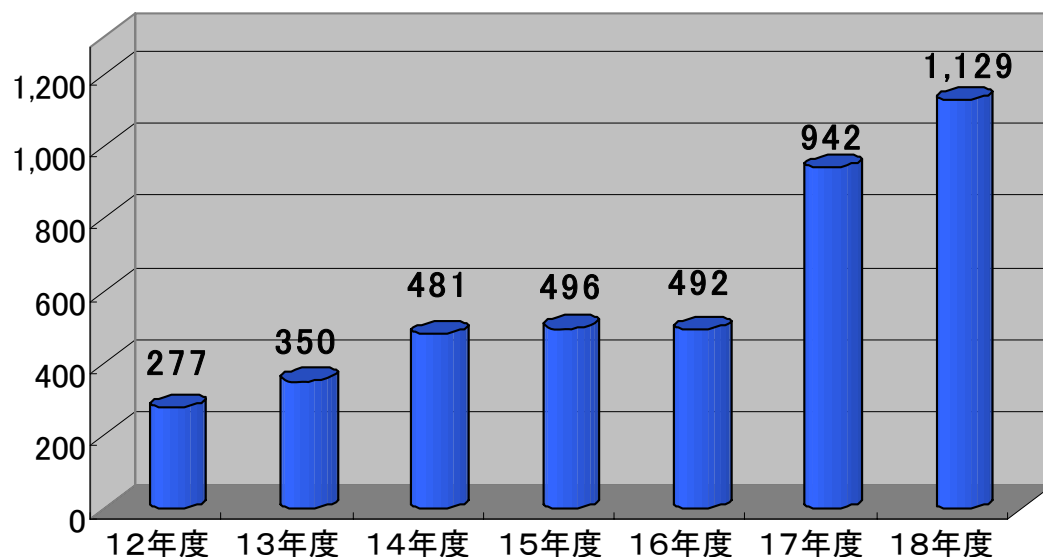
低入札価格調査件数の推移

近年、極端な低価格での入札が増加しており、いわゆるダンピング受注が問題視されている。

なお、地方公共団体においては、最低制限価格制度を採用しているケースも多い。

(最低制限価格制度を導入している地方公共団体は平成18年4月現在1,156団体)

国土交通省地方整備局発注工事



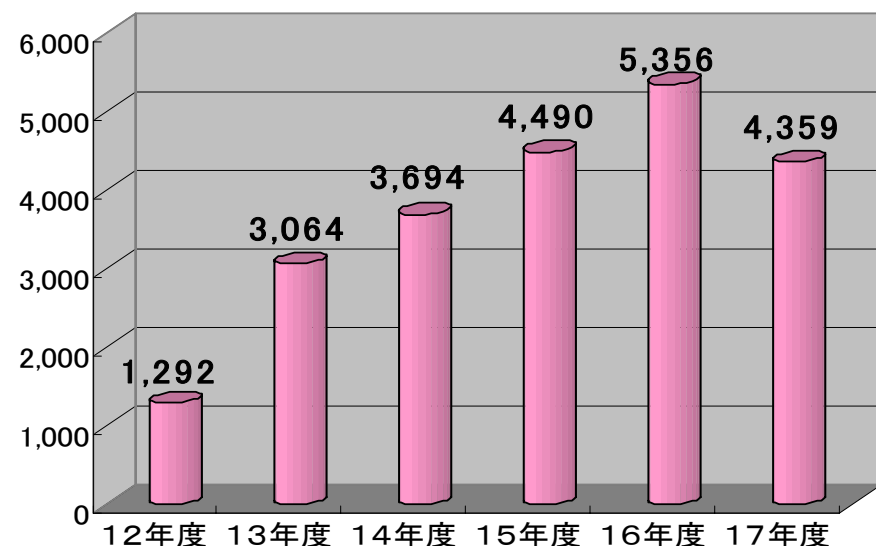
※数値は8地方整備局の合計。

ただし、平成12・13年度は港湾空港関係を除く。

平成14～17年度は港湾空港関係を含む。

平成18年度は港湾空港関係を除く数値であり、かつ速報値。

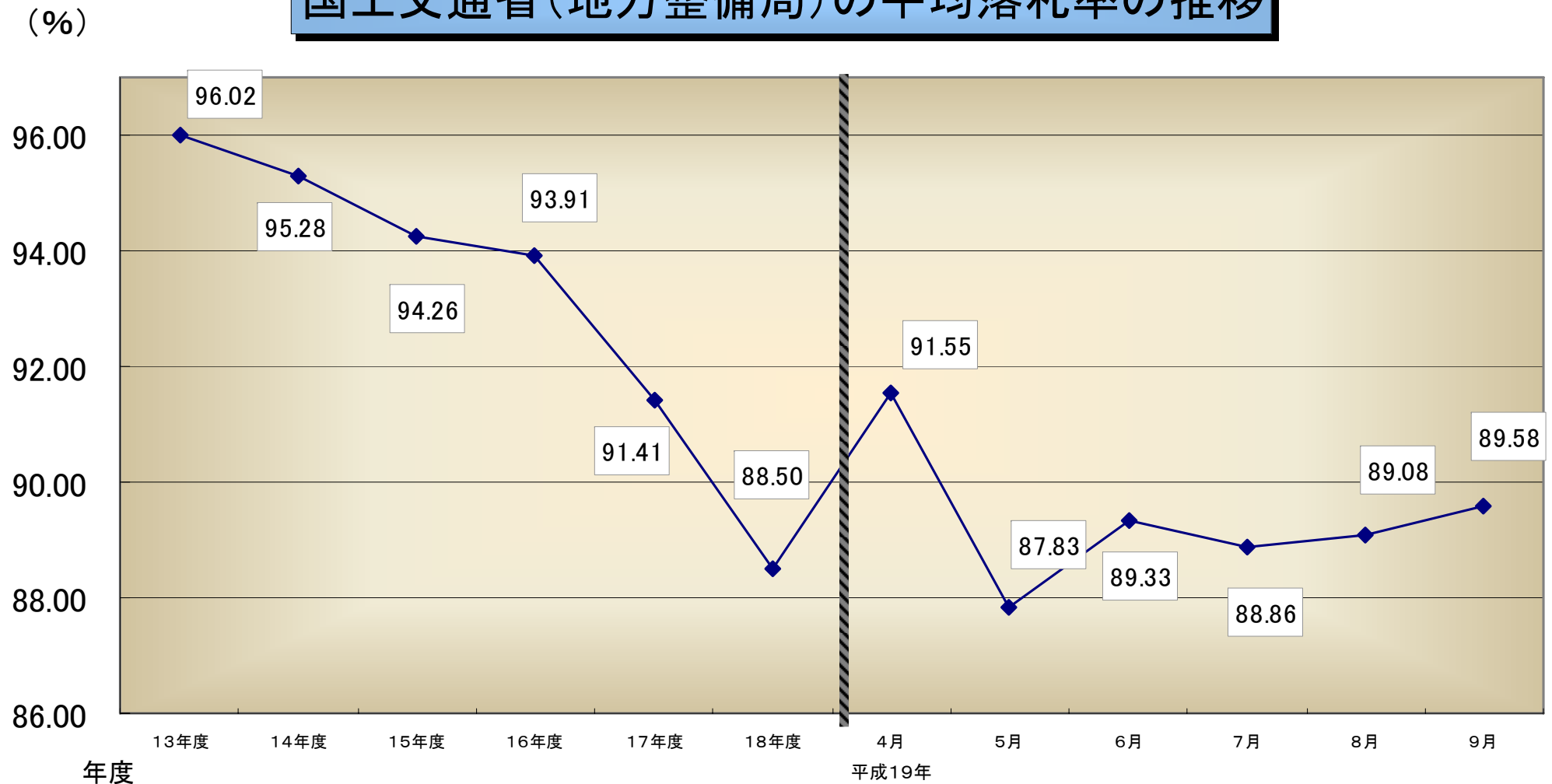
地方公共団体発注工事



(国土交通省調べ)

低入札価格調査：入札者の入札金額が、予定価格の約66%から85%の範囲内で発注者が事前に設定した額(調査基準価格)を下回った場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを調査すること。

国土交通省(地方整備局)の平均落札率の推移



※随意契約を除く。

平成13～17年度の平均落札率は港湾空港関係を除く。

平成18年度以降は港湾空港関係を含む。

平成19年度の平均落札率は、契約金額が100万円未満の工事を除いた速報値である。

平均落札率は、一般競争入札及び指名競争入札の単純平均落札率であり、随意契約は除く。

国土交通省における緊急公共工事品質確保対策 概要

平成18年12月8日

既に講じている公共工事の品質確保対策(H18.4実施)

(1)立入調査の強化

一般競争入札における低入札価格調査対象工事を中心に、地方整備局等の建設業担当部局が下請業者も含め緊急立入調査を実施。必要に応じて、監督処分等を実施。

(2)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

(3)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名→2名)を義務化

(4)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増



公共工事の品質確保に重大な支障

追加対策の概要

(1)総合評価方式の拡充

○技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

(2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

○極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

(3)一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

○実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和
過去10年分 → 当面、最大で過去15年分

(4)入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

○現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大
(宮城県) 3億円以上に導入 (東北地方整備局) 7.2億円以上 → 2億円以上

(5)公正取引委員会との連携強化

○不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

〔公共工事の品質確保の必要性〕

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

○公共工事品質確保法の制定(平成17年4月施行)

- ・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
- ・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保



〔低入札工事の品質確保等への懸念〕

○品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇒ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工 コスト調査対象工事等)

(工事手抜きの事例)

道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、道路予定地に不正に埋め立て処分
〔平成16年度 関東地方整備局〕

○安全対策の不徹底

- 平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)
- 平成18年度の低入札工事の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増

⇒ 工事の安全対策上の問題が生じている (H17:1.1% → H18:3.2%)
〔関東地方整備局〕

(事故発生事例)

道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、工事用ダンプトラックが一般車両と衝突
〔平成16年度 関東地方整備局〕



〔公共工事の品質確保対策が必要〕

極端な低入札によって、公共工事の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

〔極端な低入札の増加〕

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)

緊急公共工事品質確保対策の主な取組状況

～平成18年11月

総合評価方式（従前）

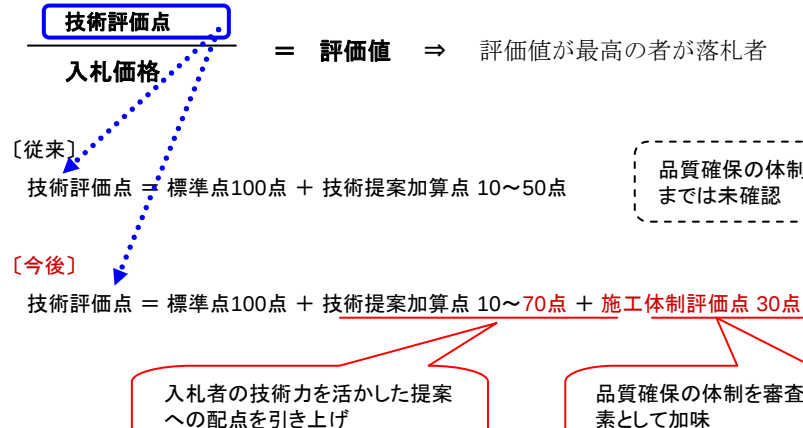
低入札価格調査（従前）

平成18年12月

「緊急公共工事品質確保対策」を決定・公表

＜「施工体制確認型」の試行導入＞

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式



＜特別重点調査の試行導入＞

○入札額が低入札価格調査基準を下回り、かつ、その費目別内訳が発注者の積算額の一定割合以下である場合に、厳格な調査（特別重点調査）を実施。 ※

※

- ・直接工事費 の75%
- ・共通仮設費 の70%
- ・現場管理費 の60%
- ・一般管理費等の30%

のいずれか。

○入札者の積算内訳が必要な施工費用を反映した合理的・現実的なものであるかを確認。

○施工費用の見積額を下回る金額で入札をした場合は、その不足金額を入札者が確実に負担するかを確認。

➡ これらの確認ができない場合は、落札者とならない。

平成19年1月

低入札価格調査（特別重点調査）

平成19年2月

総合評価方式（施工体制確認型）

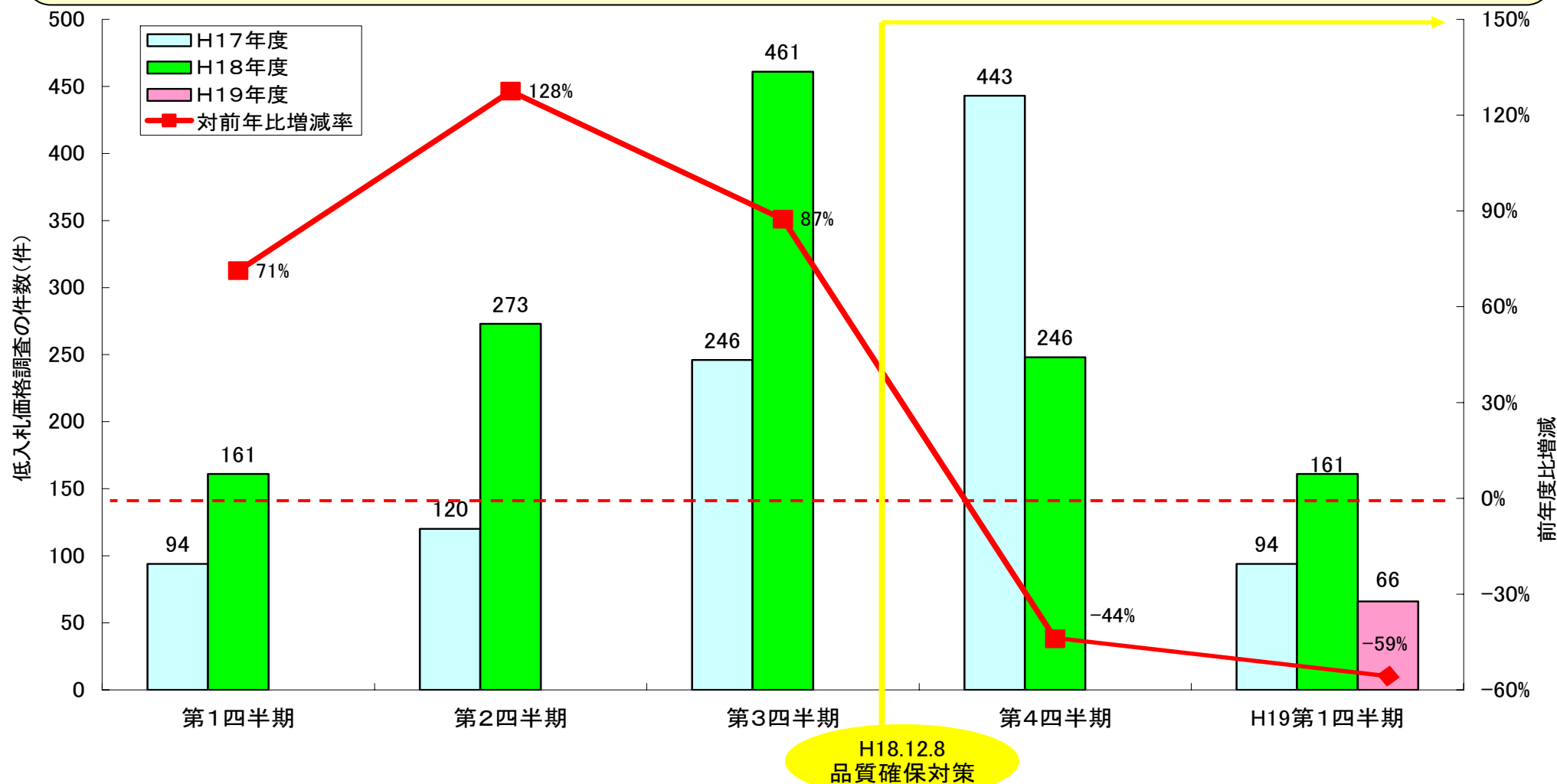
スタート

スタート

今後、対策の効果を検証

低入札価格調査の対象となった件数

- 平成18年12月の対策以降は、前年度比で「**倍増から半減へ**」。
- 低入札価格調査(特別重点調査)による**排除方針の明確化**により、**低価格の入札が減少**。
また、低価格で入札した者も、「**施工体制確認型総合評価**」により、**第1順位になる機会が減少**。



建設業法令遵守推進本部の設置

＜平成18年度まで＞

施工体制Gメン

【調査対象】:大臣許可業者(100件/年)
建設業法違反の疑いがある情報等に基づき立入調査を実施

- ・入契法に基づく発注者からの通知
- ・新聞等の報道、電話等による情報確度が高いもの
- ・不払い相談等を契機とした問題工事
- ・許可申請、経審の虚偽記載等

※主として公共工事の施工体制に関する調査指導が中心

元下調査

○書面調査
【調査対象】:特定建設業者(5,000社/年)
書面により下請代金支払状況等について調査(郵送)を実施

○立入調査
【調査対象】:大臣許可業者のうち特定建設業者(300社/年)
書面による下請代金支払状況等調査の結果に基づき立入調査を実施

- ・書面を未提出
- ・調査の結果、指導事項が多い
- ・反面調査で下請回答が食い違
- ・過去の調査で結果が不良

※主として下請契約に関する調査指導が中心

公共工事発注者

【調査対象】:公共工事の元請
入契法に基づき自らの発注工事に関して点検・調査

- ・施工体制等の点検
- ・施工体制全国一斉点検

発注者が自ら行う点検・調査

- ・低入札価格調査
- ・工事コスト調査
- ・特別重点調査

建設業法違反の疑うにたりる事実があるときは、許可行政庁に通知

＜新たな体制＞

建設業法令遵守推進本部

【体制】:地方整備局等の許可部局に設置

- ・地方整備局等の局長がトップ
- ・平成19年4月より現行体制約80人から約140人へ拡充

【調査対象】:主に大臣許可業者を対象(1,000件/年目標)

- ・民間工事を含めた建設業法の遵守
- ・請負契約の適正な取引等幅広い取締

駆け込みホットライン

○立入件数
400件→1,000件(2.5倍)

集約

端緒情報

元下調査(書面調査)

マスコミ情報

下請業者からの相談

民間発注者からの情報

一般国民からの情報

連携

関係機関

都道府県
厚生労働省
公正取引委員会等

【調査対象】:公共工事の元請
入契法に基づき自らの発注工事に関して点検・調査

- ・施工体制等の点検
- ・施工体制全国一斉点検

発注者が自ら行う点検・調査

- ・低入札価格調査
- ・工事コスト調査
- ・特別重点調査

建設業法違反の疑うにたりる事実があるときは、許可行政庁に通知

許可行政庁

公共工事発注者

駆け込みホットラインの開設

◆違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設

駆け込みホットライン

平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは？

建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、本部内に通報窓口を開設します。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

全国共通 TEL. 0570-018-240

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)



法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

必要に応じて立入検査・報告徴収
法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

「駆け込みホットライン」で受け付ける 法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

●元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

- ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
- ・原価割れ受注を強要された
- ・下請代金から合理的理由の無い経費を一方的に差し引いている
- ・割引困難な長期手形を交付された
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
- ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

●工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等

●虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

TEL. 0570-018-240

受付時間/10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

E-mail. kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事項について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ※通報された方に不利益が生じないように十分注意しますので、できるだけ匿名は避けてください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事項
(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

建設業法令遵守ガイドラインの策定

－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

背景・目的

○法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

○認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

○法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

○法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定(平成19年6月)

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止 等

○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

○関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体等
- ・建設業団体
- ・商工会議所、商工会 等

○建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者(下請負人) 等

効 果

- 対等な元請下請関係の構築
- 元請下請間の公正・公平な取引の実現
- 不知による法令違反行為の未然防止

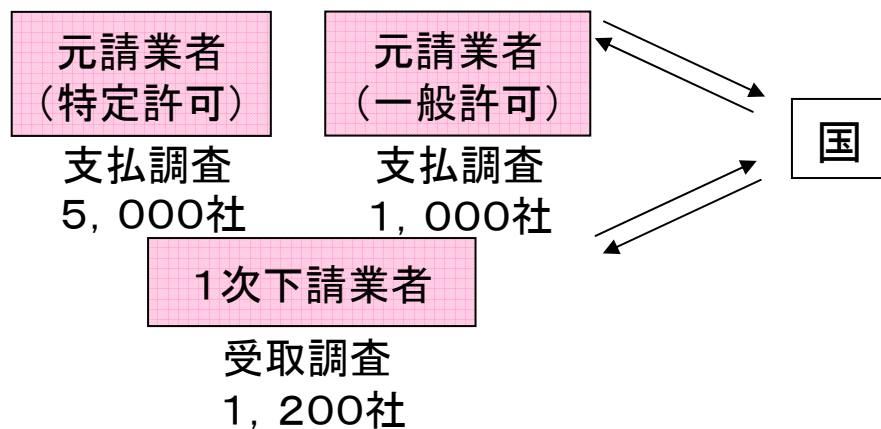
平成18年度下請代金支払状況等実態調査 立入調査概要

- 書面調査の結果から、さらに詳細な調査が必要なものについては、立入調査を実施
- 調査結果に応じて個別業者に対して改善指導行うとともに、必要な場合は文書により勧告

下請代金支払状況等実態調査の実施フロー

書面調査

下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を調査



立入調査

以下の案件を中心に307社の営業所、現場を立入調査

- ・書面調査で未回答・未提出の業者
- ・書面調査結果で指導事項が多い業者
- ・書面調査結果において下請と回答がくい違っている業者
- ・過去の書面・立入調査の結果が良好でない業者等

○ 立入調査における主な調査内容

1. 下請代金の見積・決定について
2. 下請契約の締結について
3. 検査・引渡しについて
4. 下請代金の支払について
5. 施工体制台帳等について

○ 平成18年度立入調査結果

- ・対応結果 (適正:57社 口頭指導:53社) 勧告:197社
- ・立入場所 営業所:298箇所 現場:9箇所

下請代金支払状況実態調査結果概要(書面調査)

- 全国の元請建設業者を対象として、下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の実態を調査。
- 調査の結果、指導の必要があると認められた大臣許可業者に対しては、指導事項を記載した指導票を送付し、各指導事項に対する改善状況報告を求めている。
- ※ 都道府県許可業者については、指導票を該当都道府県建設業許可部局へ送付している。

○過去4年における書面調査実績

(単位・社)

回数	許可行政庁	対象業者数	最終回収数		要指導回答業者数		適正回答業者数	
第34回 (平成16年度)	大臣	2,991	2,179	72.9%	1,897	87.1%	282	12.9%
	知事	2,000	1,304	65.2%	1,257	96.4%	47	3.6%
第35回 (平成17年度)	大臣	2,931	2,132	72.7%	1,806	84.7%	326	15.3%
	知事	2,000	1,322	66.1%	1,248	94.4%	74	5.6%
第36回 (平成18年度)	大臣	4,000	2,603	65.1%	1,666	64.0%	937	36.0%
	知事	2,000	1,279	64.0%	1,201	93.9%	78	6.1%
第37回 (平成19年度) (H19.10.10時点)	大臣	4,000	2,658	66.5%	1,643	61.8%	1,015	38.2%
	知事	2,000	1,218	60.9%	1,144	93.9%	74	6.1%

* 最終回収数から無効票(元請受注無・廃業・許可替等)は除いている為、実際の回収数は上記より多い。

